
種 別： 書評

タイトル： リチャード B. スチュワート＝マイケル・オッペンハイマー＝ブライ
ス・ルディック著 「ボトムアップアプローチを通じたより効果的な世界的
気候 管理体制の構築」

Richard B. Stewart, Michael Oppenheimer, Bryce Rudyk, Building
More Effective Global Climate Regime Through a Bottom-Up Approach,
Theoretical Inquiries in Law, Vol. 14, Issue 1 (January 2013),
pp. 273-306

著 者： 藤原 周作

所 収： 『上智法学論集』第 57 卷 3 号（平成 26 年 2 月）237-248 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

書 評

リチャード B. スチュワート＝マイケル・オッペンハイマー＝ブライス・ルディック著

「ボトムアップアプローチを通じたより効果的な世界的気候管理体制の構築」

Richard B. Stewart, Michael Oppenheimer, Bryce Rudyk, *Building More Effective Global Climate Regime Through a Bottom-Up Approach*, *Theoretical Inquiries in Law*, Vol. 14, Issue 1 (January 2013), pp. 273–306

藤原 周作

一 本文の要約

はじめに

- 1 代替的な気候変動対策戦略の必要性
- 2 GHG の削減が目的ではないがそれに効果のある手段を採る重要なアクターのインセンティブ
- 3 ボトムアップ戦略 (BUS) レジーム：GHG 排出を削減する行動へのインセンティブを高める越境的規制や金融的取組み
- 4 GHG 排出削減のための効果的な越境的ボトムアップ戦略レジームの発展
- 5 ボトムアップ戦略レジームにおける監視・報告と UNFCCC への結合

二 評者による若干のコメント

一 本文の要約

はじめに (pp. 273–277)

2011 年のダーバン会議 (第 17 回気候変動枠組条約締約国会合、COP17) は、発

展途上国を含めた全ての主要な温室効果ガス (GHG) 排出国による排出削減約束を内容とする気候条約への進展を約束するという成果を生み出した。しかしながら、そのような目標を達成するには、中国及び米国内における政治的障害や、締約国間における相互遵守を要求するあまり条約の締結に支障を来しかねないといったような深刻な障害が残されている。

現在、政府主導による自主的な緩和政策やプログラムを強調し、トップダウンによる気候変動枠組条約 (UNFCCC) のプロセスをボトムアップによる対策の国内的努力によって補うべきであるとの議論が多くなされている。私たちも、ボトムアップによる緩和政策の必要性は認める。しかし、トップダウンであろうとボトムアップであろうと、皆が分ち合う国際的公共善を促進するような、実質的に利他的なインセンティブに依存するあらゆる戦略に対して疑問がある。

そこで、私たちは、全く異なる概念に基づくボトムアップ戦略 (bottom-up strategy、BUS) を提案する。それは、結果として二次的に GHG の削減を生み出す、政府、企業その他の組織による気候保護以外の目的を達成するための行動 (例えば、エネルギー安全保障、省エネルギー、技術革新、公害防止など) のインセンティブに依拠する。さらに、私たちの提案する BUS アプローチは、UNFCCC レジームや多くのボトムアップの提案と比較して、国家政府だけでなく、企業や市民社会団体、金融や貿易についての様々な国際組織等により一層重要な役割を期待するとともに、越境的な協力取組みにも基礎を置くものである。加えて、私たちのアプローチにさらに特徴的なのは、多くのボトムアップレジームを、それらが達成した GHG 削減の報告を通じて UNFCCC のプロセスと結合させることである。

1 代替的な気候変動対策戦略の必要性 (pp. 277-283)

気候保護という国際的な公共善を達成するには、GHG 排出の大幅な削減を保証できる主要排出国間における、何らかの形の国際的な協定 (これを「温室効果ガス協定 (a GHG Pact)」と名付けよう) が必要であろう。しかしながら、少なくとも現在及び近い将来において、米国や中国 (同様にインドも) の最も有力な意思決定者らは、気候変動の緩和による国家的利益よりも、そのような取組みの政治的、経済的なリスクの方が大きいと考えているように思われる。これらの鍵となる国の参加なくしては、GHG 協定の締結は実現不可能であろう。

現在の国際交渉を通じては、GHG 協定の達成が困難である。そこで、戦略

の根本的な再考が必要である。UNFCCCにおける国際的交渉は継続されるであろうし、継続されるべきであるが、注意と労力を、一連の個別的な越境的規制協定・プログラム（BUS レジーム）の定義、構築に向けるべきである。ボトムアップ戦略は、国家政府だけでなく、準国家政府や企業、市民社会団体や国際組織を含めた、UNFCCCの構成メンバーではない広範囲のはるかに重要なアクターを含むことになるであろう。

BUSは、二つの目標の達成を目指す。第1に、温暖化ガス排出削減に効果があるもののそれが主目的ではない行為を行う政府、企業、消費者の経済的利益などの自己利益追求から結果として生じる排出削減を捉えることである。第2に、異なるレベルの政府、企業、市民社会団体などのアクターの間で、協力網と相互の信頼関係を構築することにより、より一層強固な気候変動対策レジームの出現を可能にする組織を創造することである。これらの組織は、BUSレジームのために、主として、次の2種類の監視・報告に焦点を合わせることになる。すなわち、内部的には、レジーム参加者のパフォーマンスが彼らの義務に適合しているかどうかの監視であり、外部的には、レジームを通じたGHG削減達成の報告である。これらの監視・報告の取組みは、参加者による相互の遵守を促進するとともに、UNFCCCの報告システムとの結合を通じて、より広範囲な気候変動レジームへの信頼を構築するであろう。

2 GHGの削減が目的ではないがそれに効果のある手段を採る重要なアクターのインセンティブ (pp. 283-287)

(1) 消費者と企業の経済的インセンティブ

個人消費者や企業は、エネルギーコストやエネルギー価格の変動によるリスクを減らすために省エネルギーを追求してきており、それに付随して、GHGの排出を削減してきた。さらに、企業は、このような省エネルギーへの要求に応じるために以下のような経済的インセンティブを持つであろう。

それは、第1に、省エネルギー商品を開発、販売することで、市場において競争優位を達成できるかもしれないことである。第2に、企業は、省エネルギー商品を、それらを好む消費者や、規制その他の理由によりそれらを購入せざるを得ない企業や政府などの顧客による支援を確保するために開発するであろう。第3に、企業は、将来の低温暖化ガス技術市場においてリーダーとなるためにさらなる研究開発投資を行うであろう。これらのインセンティブの結果として、省エネルギー、低温暖化ガス技術商品の開発、販売において現在及び将来の競争優位をうかがう多くの「グリーンリーダー」企業が出現しつつある。

(2) 政府のインセンティブ

政府は、企業や消費者と同様、財やサービスの購入、財産の管理において、エネルギー使用を削減するインセンティブを有している。また、企業や消費者がGHGの削減に資する行動を採ることを促進する規制的・金融財政的プログラムを実施するインセンティブを有している。これらに加えて、次に述べる一連のプログラムは、政府が気候変動対策以外の目的のために採用するインセンティブを有しており、副次的効果として温暖化ガス排出の削減に寄与する。

ア 中央政府のみが有するインセンティブ

中央政府は、安全保障や貿易均衡のためにエネルギー輸入を削減し、安定供給に不安のある輸入燃料に対する依存性を減らし、国際的な原油価格の価格変動の影響を緩和するために、省エネルギーやエネルギー源代替を段階的に進める強いインセンティブと規制能力を持っている。また、政府は、債務保証や補助金等によって、国内のGHG削減技術の輸出を促進する強いインセンティブを持っている。

イ 中央政府と準国家政府が有するインセンティブ

中央政府と準国家政府は、国内の福祉を増進するために、エネルギー使用やエネルギー使用に伴うコスト、不確実性を減らし、国内企業のグローバル市場における競争力を増進するための規制能力を有している。また、国民の健康と経済的利益を増進するために大気汚染を減らすインセンティブを有しており、それにより結果として、GHGの削減も同時に実現される。加えて、様々な国内的利益を達成するために、林業や持続可能な農業生産工程管理を改変していくインセンティブを有する。国土に自然を残すための多くの規制的改変は、かなりのGHG削減をもたらす。さらに、これらの政府は、省エネルギー商品を生産している企業の多様なマーケットインセンティブを強めるための規制やプログラム（補助金、固定価格買取制度、再生可能エネルギーポートフォリオ基準、政府購入等）を実施するインセンティブを有している。

ウ 地方政府と地方自治体が有するインセンティブ

地方政府は、エネルギー使用の削減や交通渋滞の解消、グリーン開発／再開発を通じた廃棄物の合理的な管理を実施するインセンティブを有している。これらのプログラムは、より一層の省エネルギーによってコストを削減し、地域的な大気汚染を減らすことに寄与するであろう。加えて、それらは生活水準の向上をもたらす、コンパクトで持続可能な都市開発によって提供されるある種のサービスやアメニティを好む住民や高付加価値企業を惹きつけるであろう。

3 ボトムアップ戦略（BUS）レジーム：GHG 排出を削減する行動へのインセンティブを高める越境的規制や金融的取組み（pp. 287-294）

潜在的なボトムアップ戦略レジームとしては、以下のものが考えられる。

- ①省エネルギー・低温室効果ガス技術、商品・サービスの技術基準・規制基準の統一
- ②エネルギー使用・GHG 排出の測定・検証・報告（MRV）プログラム
- ③製造工程における効率的な原材料使用の強化
- ④再生可能エネルギー共同事業
- ⑤双務的・地域的大気汚染コントロールプログラム
- ⑥排出権取引制度
- ⑦モンテリオール議定書によるオゾン層保護対策レジームの利用
- ⑧環境配慮都市プログラム
- ⑨省エネルギー／気候保護に対する資金融通

以上のうち、最初に取り組むべきであるのは、以下の4つである。

ア 既存の越境的地域大気汚染条約の利用

現在の大気汚染条約には、ヨーロッパと北アメリカの間の長距離越境大気汚染条約、カナダ・米国間の大気質協定、越境煙霧汚染 ASEAN 協定がある。これらは、協約の主目的からすると付随的であるが結果として生じる GHG 削減のための監視・報告・評価システムの提供に拡張される。

イ 既存のモンテリオール議定書体制の範囲の拡張

モンテリオール議定書は本質的に、強力な GHG でありかつオゾン層破壊物質として働く物質を、いくつかの強力な GHG に代替させるものであった。既に、無意味化した UNFCCC におけるプロセスよりも、モンテリオール議定書の下においてオゾン層非破壊代替物質を制限しようという議論が進行中である。モンテリオール議定書レジームは既に、GHG の削減を主目的とする京都議定書よりもはるかに多くの GHG 削減を副産物として生み出してきたが、その気候変動に対する寄与は今後さらに増すであろう。

ウ 環境配慮製品・生産工程に関する国内技術基準の国際的統一

環境配慮製品や生産工程に関する基準の広範な国際的統一の努力は、自由貿易や、省エネルギー・低公害をもたらす製品・サービスのコスト低下と同様に、全ての国に多くの総体的な利益をもたらすであろう。この取組みがもし成功すれば、そのような製品・サービスの関税についての同様な取組みが後に続

くであろう。

エ 環境配慮技術の革新・普及のための越境的共同事業

風力、太陽光、先進的な小規模原子力、二酸化炭素回収貯留、スマートグリッドや省エネルギーといった様々な特定部門において、それらの技術の発展や採用を目的とした多様な共同事業 (club) が、適切な企業の協力の下にいくつかの政府において行われてきた。国家や企業は、環境問題と同様に、単独戦略よりも高い見返りを約束するこれらの共同事業に参加する様々な戦略上、貿易上、エネルギー安全保障上、ビジネス上のインセンティブを持っている。これらの共同事業には、例えば、共同研究開発や共同投資、知的財産協定プログラム、商業展開の戦略的調整がある。

4 GHG 排出削減のための効果的な越境的ボトムアップ戦略レジームの発展 (pp. 294-299)

(1) ボトムアップ戦略レジームのためのインセンティブ両立的な制度の設計、実施

重要なのは、ボトムアップ戦略レジームが発展しそうな様々な特定領域における適切なアクター間の効果的な協力をいかにして確保するかということである。この要求に応えるためには、合理的選択理論や国際的・越境的政治経済の教訓として教えられる、2段階にわたる非常に多くの分析的、経験的な作業が必要とされる。

第1段階は、与えられた領域におけるプレイヤーとなりうる者のインセンティブの構造を理解し、それが気候変動に利益をもたらす越境的規制や金融協力を支えることができるものであるかどうかを決定することである。第2段階は、それらのインセンティブを効果的に駆動し、気候変動以外の利益と同じく気候変動に対する利益をももたらしてプレイヤーの参加を確実にするような、特定領域における協力のための組織構造の設計である。

たとえ特定分野における好ましいボトムアップ戦略インセンティブ構造が定義され、組織的な取組みがそれらのインセンティブを動員するように展開したとしても、効果的な越境的ボトムアップ戦略レジームの発展に対する様々な障害が残るであろう。その中には、アジェンダを設定する必要性、鍵となるプレイヤーの関心を得ること、協定のための交渉、フリーライダーの取り扱いなど、参加を確保し、より良く機能する規制レジームを形成することに対する障壁が含まれる。こうした障壁を克服するために必要なのは、まず、参加見込者との間に強いインセンティブと相互利益を有する最も有望な候補者に着目する

ことである。

次に、スポンサー・補助的な組織体制として G8 や APEC などの既存の主要国間・地域間会合を利用することである。

さらに、このようなレジームの発展に強いインセンティブを生み出しうる国際的商業製品・部品に対する主要国による片務的な規制の実施である。

後の2点について、以下に敷衍する。

(2) スポンサー・触媒としての国際開発組織と主要国会合

国際開発金融機関のような開発を目的とする組織は、それらの開発目標の一部として、エネルギーコスト削減のための政策を採用するインセンティブを持っている。それらの機関はまた、いくつかの理由から、GHG の削減を主目的とする政策を採用するであろう。

主要経済国フォーラムとその他の主要国国際・地域会合（G8、G8 + 5、G20、APEC など）は、参加国の政府や企業による越境的なボトムアップ戦略的規制取組みの相互導入を援助することができる。国内製造業の経済的利益の保護やエネルギー安全保障などの目的から、主要経済国フォーラム加盟国間の協力は、省エネルギー・再生可能エネルギーのためのプログラムや、環境配慮エネルギー技術の自由貿易協定のような多国間イニシアティブ発展する可能性がある。温室効果ガス条約とは異なり、このような取組みは、GHG 排出に対する産業横断的な規制によってもたらされる主要な経済的・政治的リスクを含まず、その性質上互恵的であり、競争上の憂慮を緩和するものである。

(3) 越境的規制体制の構築を刺激する国際商業製品・部品の国家的規制

GHG 削減を生み出す越境的なボトムアップ戦略の採用を促進するもうひとつの有望なルートは、ひとつあるいは複数の主要経済国フォーラム参加国による、(航空機や船舶といった) 国際商業製品・部品の GHG 削減技術（または性能）基準を採用することである。1つあるいは複数の主要国がそうした基準を採用すれば、ドミノ現象によって、他国による競争や特定の規制部門における規制基準の統一化へのグローバルな取組みを生み出すことであろう。同様の戦略は、二酸化炭素の削減を伴う省エネルギー基準についても採用することができる。

このような戦略は非常に効果的なものになりうるが、温室効果ガス協定の代わりになるものではない。ただ、より好ましい包括的な温暖化ガス協定の実現を助けるであろう。

5 ボトムアップ戦略レジームにおける監視・報告と UNFCCC への結合 (pp. 299-304)

(1) ボトムアップ戦略の参加者とレジームのパフォーマンスに対する監視・報告メカニズム

様々な越境的ボトムアップ戦略プログラムの効果的な運用の要諦は、それぞれのプログラムの監視・報告システムのあり方であろう。これらのシステムは、プログラム参加者のパフォーマンスを記録するとともに、他の異なる取組みや戦略との比較評価のために、プログラムそのもののパフォーマンスも記録すべきである。

参加者のパフォーマンスの監視は、法的拘束力を持つこともあるかもしれないが、多くの場合、そうしたことはないであろう。後者の場合、監視や報告は、レジーム参加者のパフォーマンスを一貫して比較可能な形で記録し、報告するために必要とされることになるであろう。

参加者のパフォーマンスの計測方法は、当該レジームおよびその規制規範によってカバーされる活動によって変わるであろう。計測方法は、協定上の目標に向けた前進と結果的に生じる GHG 削減の両方を測ることができるように構築されるべきである。経済的利益等の個別的利益が明らかにされ、記録される限りにおいて、監視報告システムは、レジーム参加者同士を結合し、参加者を広げることに役立つであろう。最終的に規制制の強制力を持つ権威者やメカニズムがない中において遵守を促進するインセンティブと圧力を創造するために、監視報告の取組みは、透明性、参加、レビューという国際的な行政原則に拠ることで強固となるであろう。

(2) 包括的温室効果ガス測定・報告・検証を通じたグローバルなボトムアップ戦略構造の構築

様々なボトムアップ戦略の構成要素を監督し調整する新たな世界的組織を設立することは、非現実的である。しかし、UNFCCC の報告システムを通じた提出のために、ボトムアップ戦略による GHG の計測・報告・検証 (MRV) を活性化しサポートするような組織的取組み (BUS GHG MRV network) を確立することが望ましいであろう。この仕事を最初から UNFCCC に任せることは、様々な理由から望ましくない。より期待でき、迅速に実現できる組織構造として考えられるのは、排出削減の国際的比較を可能にするよう収集された様々なボトムアップ戦略 MRV システムのアウトプットを集めた包括的な MRV 体制を設立することであろう。

(3) ボトムアップ戦略による温室効果ガス MRV と UNFCCC の結合

次の段階として、様々なボトムアップ戦略体制による温室効果ガス MRV の結果を UNFCCC の報告システムにリンクさせることにより、さらに大きな利益が得られるであろう。ボトムアップ戦略の宣言と推進は、多国間主義および UNFCCC プロセスの放棄であると批判されるが、ボトムアップ戦略体制と UNFCCC プロセスの結合は、このような批判を和らげることに役立つかもしれない。

しかしながら、こうした結合は、解決される必要のある多くの問題を引き起こすであろう。特に、ボトムアップ戦略レジーム間及びボトムアップ戦略レジームと UNFCCC の報告システム間の報告事項・基準の違いは、問題となる。しかし、これらの相違は、ボトムアップ戦略報告システムの設計において、UNFCCC の基準に一致させるよう協調的な努力がなされることにより解決されるであろう。

結論(pp. 304-305)

以上のような改革において、調査者、分析者は、気候変動にも利益をもたらす特定の部門・領域において行動する適切な行為者のインセンティブや、それらのインセンティブを駆動するための政策・組織の発展の機会、最も適当かつ効果的な組織の在り方を説明することにより、重要な寄与をなすことができる。それぞれに異なるボトムアップ戦略領域、行為者グループの特定の文脈における政治経済的考慮や、公共的選択のダイナミクスに対する実際的な着目が重要である。

二 評者による若干のコメント

1 「ポスト京都」を巡る議論の状況

地球規模の気候変動に対する国際的取組みは、周知のように、気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約、UNFCCC）と同条約に基づく京都議定書の定める枠組みにより行われてきた。京都議定書において、同議定書附属書 I にある先進締約国は、2008 年から 2012 年の間の第 1 約束期間に、全体として 1990 年比 5 パーセントの温暖化排出ガス（GHG）削減義務を負うこととなった。「ポスト京都」問題とは、当初は、京都議定書第 1 約束期間後（2013 年以降）の気候変動対策をいかなる国際的枠組みにおいて行うかという問題で

あったが、その後、2012年に開催された第18回締約国会議(COP18)において京都議定書の第2約束期間が2020年までと定められたことから、現在は、2020年以降の枠組みについての議論がなされている状況にある。

「ポスト京都」については、現在までに様々な提案がなされている⁽¹⁾。それらは大きく、「トップダウンアプローチ」に基づくものと「ボトムアップアプローチ」に基づくものに分けることができる⁽²⁾。気候変動の緩和策について言えば、前者は、あらかじめ定められた全体の排出削減目標を各国に割り当てるものであり、京都議定書に基づく現行の枠組みがその典型である。反対に、後者は、各国がそれぞれに国内的政策により排出削減行動を取った結果(または行動)を国際的に報告し、レビューを受けることを義務付けるような枠組みのことであり、各国が排出削減目標(または行動)を自主的に成約し、それについてのレビューを受けるという側面を捉えて、「プレッジ・アンド・レビュー」方式と呼ばれることもある⁽³⁾。

さらに、ボトムアップアプローチの一種ではあるが、UNFCCCにおける新枠組みの合意を前提とせず、有志国の技術協力によってUNFCCCを補完するアプローチも提示されているところである⁽⁴⁾。

-
- (1) 2005年の時点における2013年以降の国際制度に関する諸提案を分析したものととして、高村ゆかり「京都議定書第1約束期間後の地球温暖化防止のための国際制度をめぐる法的問題」ジュリスト1296号69頁(2005年)参照。「ポスト京都」について具体的な提案を行うものとして、澤裕昭「エコ亡国論」(新潮新書、2010年)187頁以下、大塚直「環境法の基本原則を基盤とした将来枠組み提案」環境法政策学会編『温暖化防止に向けた将来枠組み』(商事法務、2008年)30頁以下、村瀬信也「[ポスト京都]の国際枠組－気候変動政府間パネル第4次報告書のメッセージ－」上智法学論集51巻3・4号(2008年)73頁以下、杉山大志編『続これが正しい温暖化対策』(エネルギーフォーラム、2008年)47頁以下(杉山大志執筆)等がある。
 - (2) ボトムアップアプローチの概念を整理し、トップダウンアプローチとの比較検討を行うものとして、上野貴弘「ボトムアップアプローチによるポスト京都議定書の国際枠組み」電力中央研究所報告Y09007(2010年)。
 - (3) 杉山・前掲註(1)53頁は、温暖化対策の枠組みとしてはプレッジ・アンド・レビューが適切であり、この枠組みの下で各国が採る国内政策は必然的にボトムアップアプローチの形を取ることにすると説明する。なお、気候変動枠組条約締結の交渉過程において日本が提案していたプレッジ・アンド・レビュー制度について解説するものとして、横田洋三「地球温暖化ガスの排出規制とモニタリング」ジュリスト995号(1992年)27頁以下参照。
 - (4) 上野貴弘＝杉山昌広＝星野優子＝杉山大志「2020年以降の温暖化対策の国際枠組み」電力中央研究所報告Y12012(2013年)24-25頁。

2 本論文の意義

著者ら⁽⁵⁾はまず、現行のUNFCCC体制における国際交渉の行き詰まりを指摘した上で、これまでとは「全く異なる概念に基づく」ボトムアップアプローチとして、国家以外の主体（企業、市民社会団体など）も含めたより広範囲の行為者の、気候変動対策以外のインセンティブに依拠するアプローチを提示する(1)。その上で、これらの主体が有する、GHG削減が主目的ではないが結果としてGHG削減に資する行動を採るインセンティブについての詳細を説明し(2)、このインセンティブを利用した制度の具体例を挙げるとともに(3)、これらの制度を発展させるにあたって障害となる問題への対処方法を示す(4)。最後に、これらの制度を効果的に運用し、既存の多国間交渉プロセスの利用を図るために、GHGの計測・報告・検証(MRV)システムを構築し、UNFCCCのMRVシステムと結合することを提案する(5)。

上記の著者らの提案は、その発想自体は特に目新しいものではないと思われる⁽⁶⁾。本論文の眼目は、2011年のCOP17において、「全ての締約国に適用される、条約の下での議定書、別の法的文書又は法的効力を有する合意された成果を作成するプロセスを開始する」ことが決定された現段階において⁽⁷⁾、なおUNFCCC下における国際交渉の進展の見通しに対して否定的評価を下すとともに、国際的なMRV制度の創設の重要性を説いたところにあると言えよう。典型的なボトムアップアプローチ、あるいはプレッジ・アンド・レビューにおいては、国家が排出削減目標（または行動）を誓約し、MRVも国家レベルにおいて行われ、UNFCCCにおいて集約されることが想定されている。これ

(5) リチャードB.スチュワートはニューヨーク大学ロースクール教授であり、米国の著名な行政法、環境法学者である。マイケル・オッペンハイマーはプリンストン大学教授、ニューヨーク大学ロースクール客員教授。気候変動に関する科学及び政策を専門とする。現在、IPCC第5次報告書の調整代表執筆者を務めている。ブライス・ルディックはニューヨーク大学ロースクール准教授であり、気候変動法、国際環境法が専門。

(6) 例えば、杉山大志= Jonathan Sinton「条約のオーケストラ-複数の条約による温暖化防止将来枠組みシナリオ」電力中央研究所報告 Y03013（2004年）は、有りうる「ポスト京都」のシナリオとして「条約のオーケストラシナリオ」を提示し、この枠組みの下では、異なるインセンティブを有する多様なアクターが様々な分野で協調することになり、UNFCCCは情報交換等の場として機能することになると説明しており、本論文の発想と類似のものであると思われる。

(7) 高村ゆかり「ダーバン会議（COP17）における合意とその評価-気候変動レジームの展望と課題-」環境と公害41巻4号（2012年）66頁。

に対し、本論文の提案は、国際交渉の場における国家レベルでの事前誓約を求めることなく、事後的な監視、報告のみによって制度の実効性を担保しようとするものようであり、監視、報告の主体も国家ではなく、各レジームの内部機関や各レジームを包括する機関により監視、報告を行おうとするものである点で特徴的である。こうしたやり方は、GHG 排出削減にどれだけ資するかという観点からは懸念もあるが、より多くの（国家以外の主体を含めた）主体を巻き込むことで、結果として大幅な排出削減を実現しようという意図に基づくものであろう。

以上のような提案は、現在の米国の気候変動に対する取組みに基本的に沿うものである。米国は、2013年6月に火力発電所に対するCO₂ 排出規制などを盛り込んだ新行動計画を策定し、もう1つの大排出国である中国との間で、2013年10月までに共同行動計画を策定することに合意するなど⁽⁸⁾、ボトムアップアプローチを駆使した戦略により「ポスト京都」を巡る交渉の主導権を獲得しようとする動きを活発化させている。2013年11月にワルシャワで行われるCOP19の帰趨が注目される⁽⁹⁾。

(弁護士・本学大学院博士後期課程)

(8) 2013年6月27日付日本経済新聞朝刊、2013年7月12日付日本経済新聞朝刊。

(9) 本稿脱稿後に行われたCOP19において、2020年以降の枠組みにつき、途上国を含む全ての国が削減目標や行動計画を自主的に決定し、2015年に行われるCOP21より前に示すことの合意がなされた(2013年11月25日付朝日新聞朝刊)。各国の目標等に法的拘束力が付与されるかどうかは今後の交渉に委ねられことになるが、トップダウンアプローチからボトムアップアプローチへの転換がなされたものと評価されよう。今後は、各国の目標等の引き上げや実効性の確保に交渉の焦点が移ることになる。まずはCOP21に向けて各国からいかなる目標等が示されるのかが注目されるところである。